

低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定委員会の組織及び運営に関する要領

制定 平成元年 3 月 10 日 63環大規第283号

最終改正 平成28年11月29日 28環改大第471号

(目的)

第1 この要領は、東京都低NO_x・低CO₂低小規模燃焼機器認定要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき設置する低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定委員会（以下「認定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2 認定委員会は、次の事項について討議する。

- 一 要綱第6条に規定する認定に関すること。
- 二 要綱第8条に規定する認定の取消に関すること。
- 三 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第25条の2に基づく認定機器の低NO_x及び低CO₂の評価に関すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、低NO_x及び低CO₂と認められる機器等に関する情報の提供に関すること。

(構成)

第3 認定委員会は、環境局長が委嘱する学識経験者等3人以内の委員をもって構成する。

2 認定委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(任期)

第4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(臨時委員)

第5 環境局長は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、認定委員会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、2年を超えない範囲で、別に定める。

(認定委員会の招集等)

第6 認定委員会の招集は、環境局長が行う。

2 委員長は、必要があると認めるときは、認定委員会に関係者を出席させることができる。

(開催方法)

第7 会議は、東京都情報公開条例第7条第3号に係る案件を調査審議する場合を除き、公開とする。

(議事録及び会議資料)

第8 会議ごとに議事録を作成することとする。

2 議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。

3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。

4 前2項の規定は、会議資料等について準用する。

(庶務)

第9 認定委員会の庶務は、環境局環境改善部大気保全課において処理する。

(雑則)

第10 この要領に定めるもののほか、認定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則 (平成元年3月10日 63環大規第283号)

この要領は、平成元年3月10日から施行する。

附則 (平成5年12月22日 5環大規第194号)

この要領は、平成5年12月22日から施行する。

附則 (平成10年6月28日 10環大規第89号)

この要領は、平成10年7月1日から施行する。

附則 (平成13年3月12日 12環環規第545号)

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附則 (平成21年3月10日 20環改大第948号)

この要領は、平成21年3月10日から施行する。

附則 (平成27年1月6日 26環改大第641号)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則 (平成28年4月15日 28環改大第55号)

この要領は、平成28年4月15日から施行する。

附則 (平成28年4月15日 28環改大第55号)

この要領は、平成28年4月15日から施行する。

附則 (平成28年12月 日 28環改大第471号)

この要領は、平成28年11月 日から施行する。

別表低NOx・低CO2小規模燃焼機器認定委員会の組織及び運営に関する要領 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1～第6 (現行のとおり)</p> <p><u>(開催方法)</u></p> <p><u>第7 会議は、東京都情報公開条例第7条第3号に係る案件を調査審議する場合を除き、公開とする。</u></p> <p><u>(議事録及び会議資料)</u></p> <p><u>第8 会議ごとに議事録を作成することとする。</u></p> <p><u>2 議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。</u></p> <p><u>3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。</u></p> <p><u>4 前2項の規定は、会議資料等について準用する。</u></p> <p>(庶務) 第7<u>9</u> (略)</p> <p>(雑則) 第8<u>10</u> (略)</p>	<p>第1～第6 (略)</p> <p>(庶務) 第7 (略)</p> <p>(雑則) 第8 (略)</p>

●東京都情報公開条例（平成 11 年 3 月 19 日東京都条例第 4 号）（抜粋）

第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一 （略、法令秘情報）

二 （略、個人情報）

三 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他都民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

四 （略、犯罪の予防・捜査等情報）

五 （略、審議、検討又は協議情報）

六 （略、行政運営情報）

七 （略、任意提供情報）

八 （略、特定個人情報）

九 （略、死者の個人番号）